



令和3年度向島労働基準監督署のあらまし

～誰もが安心して働き意欲と能力を発揮できるTOKYOへ～

管内概況

当署の管轄区域は、墨田区及び葛飾区で、東京都の東部に位置し、東は江戸川を隔てて千葉県松戸市に、南は江戸川区、江東区に、西は隅田川を隔てて台東区、荒川区に、北は足立区、埼玉県八潮市、三郷市にそれぞれ隣接しています。

管内の鉄道網は、千葉県と都心を結ぶJR常磐線、北総鉄道、京成本線、JR総武線、都営新宿線、埼玉県と都心を結ぶ東武スカイツリーライン、それらとの直通運転により都心に乗り入れている京成押上線、東京メトロ半蔵門線、都営浅草線などが走っています。

道路網は、首都高速中央環状線、6号向島線、7号小松川線が通っています。

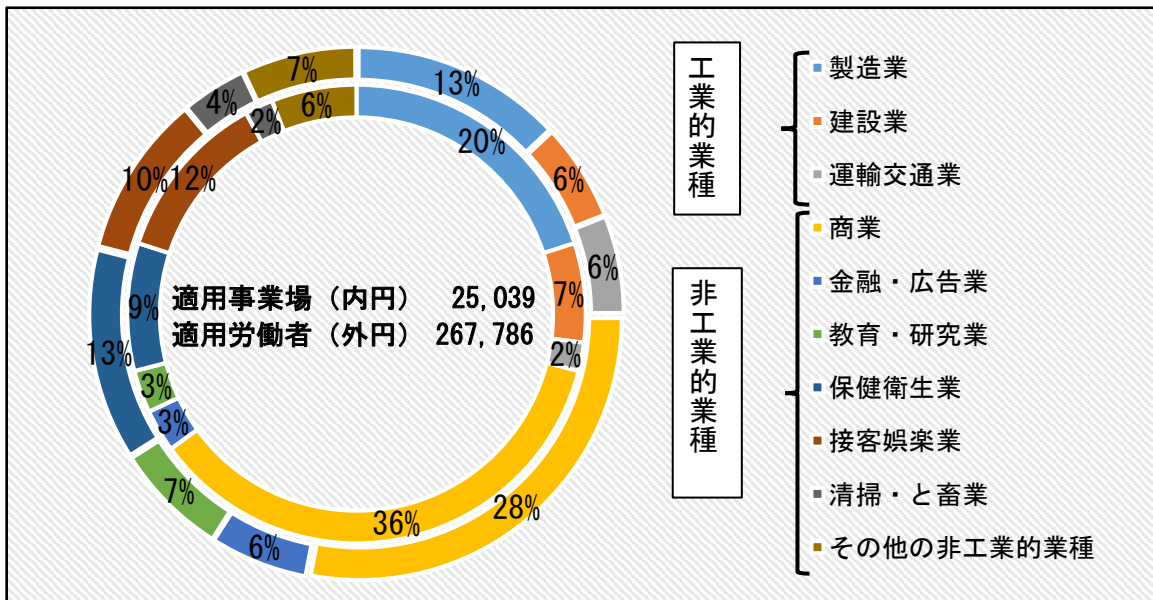
管内の適用事業場は25,039事業場で、267,786人の労働者が就労しています（平成26年経済センサス基礎調査による）。

管内の産業については、製造業の割合が全体の20%と高く、その中でも金属製品製造業、印刷・製本業などの地場産業が多数を占めています。

第三次産業では、保健衛生業のうち社会福祉施設が漸次増加しており、保健衛生業は全体の9%を占めるに至っています。また、高さ634メートルの東京スカイツリーが、商業施設「東京ソラマチ」等とともに平成24年5月に開業し、観光客の増加と共に新たな就労場所の誕生となりました。



隅田川から望む東京スカイツリー



令和3年度の重点対策の具体的内容

1 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害の防止

1か月の時間外・休日労働時間が80時間を超える長時間労働を行っている、あるいはそのような疑いのある事業場に対しては、積極的に監督指導を行います。

また、長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場に対して、優先的に監督指導を実施します。

2 改正労働基準法等の周知・支援及び新たな働き方に対応した適切な労務管理の導入支援

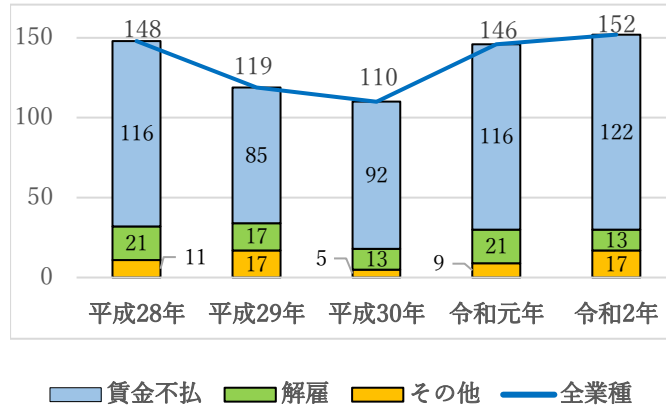
労働時間相談・支援班による労働時間管理等講習会を毎月開催するとともに、講習会の参加が難しい中小事業主に対しては訪問支援を実施し、改正労働基準法等の周知を徹底するほか、テレワークや副業・兼業等の新たな働き方に対応した労務管理についても周知します。また、労働時間の適正な把握及び時間外労働協定の適正化を推進します。

3 管内状況に対応した一般労働条件の確保・改善対策の推進

事業場において、基本的な労働条件の枠組みをつくり、これを定着させることは重要であり、労働基準関係法令の遵守徹底を図ります。

そのため管内情勢の把握、収集に努め、賃金不払、解雇等に関し労働基準関係法令上問題のある申告事案については、その早期の解決のため迅速かつ適切に対応します。

※申告処理状況



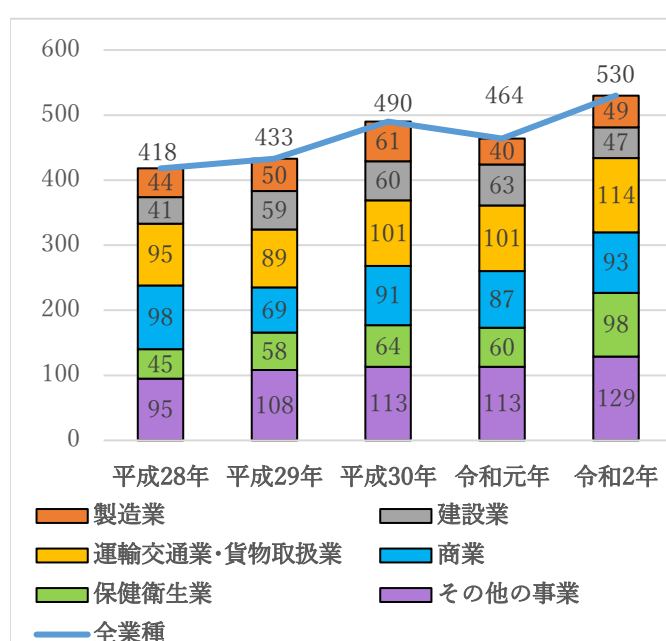
4 労働者の安全と健康の確保対策

(1) 死亡災害の撲滅及び管内の労働災害発生状況に応じた労働災害防止の徹底

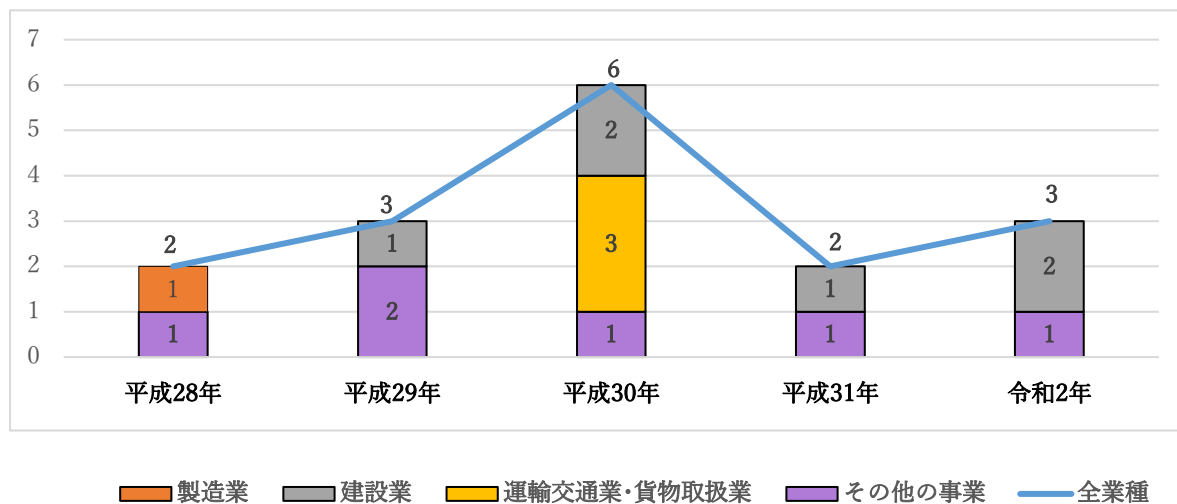
令和2年の死傷災害は530人で前年比14.2%増、死亡災害は3人と前年の2人から増加となりました。特に、社会福祉施設を含む保健衛生業で63.3%増(60→98件)、運輸交通業・貨物取扱業で12.9%増(101→114件)と、労働災害の増加が顕著となっています(新型コロナウイルス感染症を含む)。

平成30年度よりスタートした第13次東京労働局労働災害防止計画基本目標の達成に向け、災害防止団体、業界団体等に対し、あらゆる機会を通じて、計画の重点事項の取り組みについて周知を図り、災害防止を推進します。

※死傷者数の状況(新型コロナウイルス感染症を含む)



※死亡災害の状況



(2) 過重労働による健康障害防止対策の推進

長時間労働者に対する医師による面接指導等の実施の徹底を図るため、監督・個別指導、集団指導等あらゆる機会において、対策の周知及び労働安全衛生法を踏まえた指導を実施します。

(3) メンタルヘルス対策及び職業性疾病対策の推進

メンタルヘルス対策の推進を図るため、監督・個別指導、集団指導等あらゆる機会において、周知指導を行うほか、メンタルヘルス対策が十分に取られていない事業場等に対しては、事業場の規模に応じて産業保健総合支援センター又は東京東部地域産業保健センターの利用勧奨を行います。

(4) 改正労働安全衛生法施行令の遵守、改正特定化学物質障害予防規則の周知

金属アーク溶接作業における、特定化学物質障害予防規則等の改正(溶接ヒューム・塩基性酸化マンガン)について、監督・個別指導、集団指導等あらゆる機会において、周知徹底します。

(5) 腰痛及び熱中症における労働災害防止の徹底

腰痛予防対策については、個別指導・集団指導等において、周知、指導を実施します。

熱中症については、屋内作業も含め、「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」の実施要綱の周知・啓発を年度当初から図ります。

(6) 化学物質による健康障害予防対策の推進

今年度から、「東京労働局化学物質対策に係る第3期計画」が開始されたところであり、健康障害予防対策の確実な実施を行うとともに、監督・個別指導においては、安全データシート(SDS)の入手、リスクアセスメントの確実な実施等の指導を実施します。

(7) 石綿による健康障害防止対策及び改正石綿障害予防規則の周知

個別指導・集団指導等において、改正石綿障害予防規則を踏まえた周知・指導を行うとともに、地方自治体と情報の共有及び連携を図り、再生砕石への石綿含有産業廃棄物の混入防止の徹底を図るため、合同パトロールへも積極的に参加します。

(8) 職場における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の推進

社会福祉施設等での新型コロナウイルスへの感染が多発していることから、令和2年度に引き続き、関係リーフレット等を用いて、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を周知徹底します。

(9) 安全衛生管理体制の確立

経営トップの安全衛生方針の表明、ガイドラインに基づく安全推進者の選任と職務の遂行、雇入れ時における安全衛生教育の実施について、あらゆる機会を通じて周知徹底します。

5 迅速・適正な労災補償の実施

労災保険は、業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行うほか、被災労働者の円滑な社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護等の社会復帰促進等事業を実施し、労働者の福祉の増進の寄与することを目的としています。

今年度は、

- ・ 新型コロナウイルス感染症への的確な対応
- ・ 過労死等請求事案に係る的確な労災認定
- ・ 労災保険給付等の迅速・適正な事務処理の徹底
- ・ 石綿関連疾患の請求事案に係る迅速・適正な事務処理の徹底

に取り組めます。

また、労災保険請求者、来署された方には、「親切でわかりやすく、迅速な対応」、「公正かつ納得性の高い対応」に努めます。

※年度別業務上疾病請求件数の状況

	H28	H29	H30	R1	R2
脳・心臓疾患	7	5	5	10	7
精神疾患	6	8	6	10	9
石綿関連疾患	6	9	10	5	15

向島労働基準監督署の組織と主な業務

【方面】03-5630-1031

- ・ 監督指導、司法事件捜査
- ・ 賃金、解雇、労働時間等の労働条件に関する相談・申告
- ・ 就業規則、36協定届等の届出の受理
- ・ 宿日直、解雇予告除外認定等の許可・認定

【安全衛生課】03-5630-1032

- ・ 労災災害防止、職業性疾病防止の指導
- ・ 工事計画、機械設置等の届出受理・審査
- ・ ボイラー、クレーン等の検査
- ・ 労働者死傷病報告、健康診断結果報告、安全衛生管理者選任報告等の届出の受理

【総合労働相談コーナー】03-5630-1043

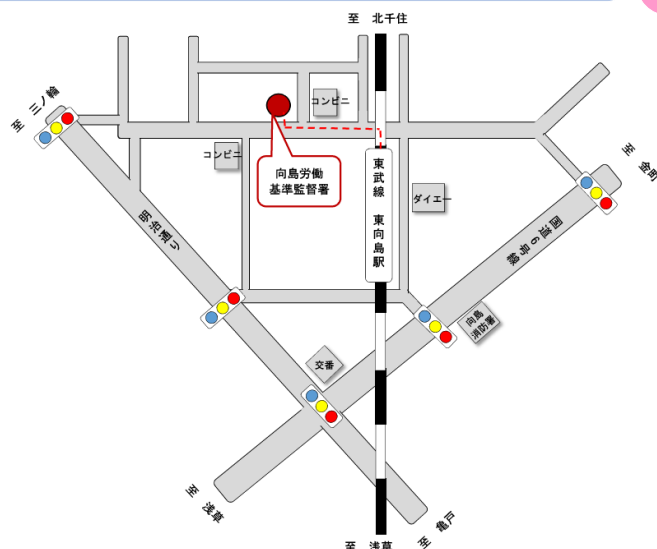
- ・ 総合労働相談、個別労働関係紛争の解決促進

【労災課】03-5630-1033

- ・ 労災補償給付（療養・休業・障害・遺族等）
- ・ 労働保険関係成立の届出の受理、労働保険料の徴収

【業務課】

- ・ 総務、会計
- ・ 庁舎管理、文書管理



向島労働基準監督署

〒131-0032

東京都墨田区東向島 4-33-13

東武スカイツリーライン東向島駅から徒歩1分

※ 窓口取扱時間は 8:30～17:15
(土日祝祭日等は閉庁)です。
(令和3年4月)